

救急救命士病院実習受入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療機関において救急救命士の行う心肺蘇生等の救急救命処置の実習を行うための体制整備を促進することにより、救急救命士の業務の高度化と資質向上を図るために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 知事の要請を受けた病院の開設者（救命救急センターおよび大学病院を除く。）が行う次の各号に掲げる事業を交付の対象とする。

なお、事業実施にあたっては、「救急医療対策事業実施要綱（令和4年4月25日付け一部改正医政発0425第23号）」を遵守するものとする。

- (1) 医師の指示の下に必要な知識を習得した救急救命士の気管挿管およびその再教育。
- (2) 「救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要綱について（平成6年4月1日付け消防救第42号）」に基づく救急救命士の就業前教育。
- (3) 「救急隊員の教育訓練の充実強化について（昭和60年4月8日付け消防救第32号）」、「救急隊員資格取得講習その他救急隊員の教育訓練の充実強化について（平成元年5月18日付け消防救第53号）」および「救急業務の高度化の推進について（平成13年7月4日付け消防救第204号）」に基づく救急救命士の再教育。
- (4) 上記各号のほか、救急救命士の業務の高度化と資質向上を図るために必要と認める事業。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 前項により選定された総事業費から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 3 欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 か所当たり 1,369,000 円	救急救命士の病院実習受入促進事業におけるコーディネーター医等に必要に次掲げる経費 1. コーディネーター医給与費 (職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料) 2. 諸謝金(指導医謝金)	10/10

(交付申請)

第 4 条 規則第 3 条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式第 1 号による申請書を同申請書に記載する関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定)

第 5 条 規則第 4 条の規定による補助金等の交付決定は、規則第 3 条の規定により、知事が別に定める日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(交付の条件)

第 6 条 規則第 5 条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合(軽微な変更を除く。)には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行が困難になったときは、速やかに報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助金と事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければなら

い。

(4) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む）には、別紙様式4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（変更申請）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第2号による申請書を同申請書に記載する関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、別紙様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて翌年度4月10日までに提出するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第9条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付申請、第6条の規定に基づく消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額、第7条の規定に基づく変更申請、第9条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（標準事務処理期間）

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

(1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3) 規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付 則

この要綱は、平成15年10月20日から施行し、平成15年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年11月30日から施行し、平成16年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年8月9日から施行し、平成18年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年9月19日から施行し、平成19年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年10月20日から施行し、平成20年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年5月31日から施行し、平成25年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年2月24日から施行し、平成28年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行し、平成29年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年10月12日から施行し、令和3年度補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年10月12日から施行し、令和4年度補助金から適用する。